

横須賀市地域福祉計画策定支援業務受託事業者選定委員会設置要 綱

(設置)

第1条 横須賀市地域福祉計画策定支援業務に係る受託者の選定を、公正かつ適正に実施するため、横須賀市地域福祉計画策定支援業務受託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、横須賀市地域福祉計画策定支援業務に係る受託事業の提案をした者について、その者が提出した書類及びプレゼンテーションの内容等を審査し、市長に意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 委員会は、民生局福祉こども部福祉総務課長、同局同部地域福祉課長及び別表に掲げる課の課長が指名する係長級の職員を委員として組織する。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、民生局福祉こども部福祉総務課長をもって充て、副委員長は同局同部地域福祉課長をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(代理人の出席)

第6条 委員は、会議に出席できない場合は、代理人を出席させるものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、民生局福祉こども部福祉総務課において行う。

(その他の事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

民生局福祉こども部地域福祉課 同局地域支援部市民生活課 同局同
部地域コミュニティ支援課